

笛吹市開発行為等に係る公共施設等の引継要領

（趣旨）

第1条 この要領は、笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱（以下「指導要綱」という）第17条の規定により、公共施設等の引継ぎについて必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この要領は、指導要綱の適用を受ける開発行為について適用する。

（引継の申請）

第3条 開発者は、開発行為に係る工事が完了したときは、速やかに様式第1号による引継申請書を市長に提出するものとする。

（引継検査）

第4条 市長は、前項の引継申請書の提出があったときは、当該公共施設等の引継検査を行うものとする。

（引継）

第5条 市長は、前項の引継検査の完了後（第7条に規定する手直し工事を必要とするものにあつては、手直し工事完了後）に、当該公共施設等を開発者から引き継ぐものとする。

2 市長は、前項の規定により公共施設等の引継ぎが完了した場合は、様式第2号による引継受納書を当該開発者に交付するものとする。

（中間検査等）

第6条 市長は、公共施設等の引継ぎのため必要があると認めるときは、第4条に規定する引継検査のほか、中間検査その他必要と認める検査を、許認可設計図書等に基づき行うものとする。

2 中間検査は、開発者が工事に着手し、工事が完了するまでの間において、市長が必要と認める時期にその都度行うものとする。

（手直し工事）

第7条 中間検査又は引継検査の結果、不備の箇所があり、補修又は改良の措置を要するものについては、開発者は、市長の指示に従い手直し工事を行うものとする。

（手直し工事検査）

笛吹市開発行為等に係る公共施設等の引継要領（改新）

第8条 市長は、手直し工事が完了したときは、手直し工事検査を行うものとする。

（瑕疵担保）

第9条 この要領の規定により、笛吹市に移管となった公共施設等について移管後3年以内に発見された瑕疵又はこれにより生じた損害は、開発者の責任においてこれを補修し、又は損害の賠償をするものとする。

（用途の変更又は処分）

第10条 笛吹市に移管となった公共施設等に代わり、他にこれと同等以上の施設等が設置される場合、市長が適当と認めたときは、当該施設等の用途を変更し、又は処分することができる。

附 則

この要領は、平成16年10月12日から施行する。

笛吹市開発行為等に係る公共施設等の引継要領（改新）

様式第1号

年 月 日

笛吹市長

様

住所
開発者
氏名

㊟

引 継 申 請 書

笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱第15条の規定に基づく公共施設等の引継ぎを別紙関係図書を添えて申請します。

様式第2号

年 月 日

引 継 受 納 書
様

笛吹市長



年 月 日付けで引継ぎ申込みを受けた公共施設は、年 月 日で受納しました。つきましては、登記に必要な書類一式の提出をお願いいたします。

引継ぎを受けた公共施設の表示	所 在 山梨県笛吹市
	明 細
摘 要	

※ 登記に必要な書類一式

土地寄付証書・位置図・公図・地積測量図・登記簿謄本・現場写真・承諾書
印鑑証明書・資格証明書（法人）

笛吹市開発行為等に係る公共施設等の引継要領（改新）

様式第3号

道路関係施設引継調書

					番号
名 称					
所 在 地					
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考
	m ²	%	m	m	
構 造					

笛吹市開発行為等に係る公共施設等の引継要領（改新）

様式第4号

水路関係施設引継調書

					番号
名 称					
所 在 地					
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考
	m ²	%	m	m	
構 造					

第5-1号

公園関係施設引継調書

団 地 名	
申 請 者 住 所	
氏 名	
引 継 年 月 日	
面 積	
計 画 人 口	
公 園 面 積	
緑 地 面 積	
区 域 に 対 す る 公 園 率	
区 域 に 対 す る 緑 地 率	
計 画 人 口 に 対 す る 公 園 率	
備 考	

様式第5-2号

各 緑 地 箇 所 調 書

					番号
名 称 所 在 地 沿革の概要					
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考
	m ²	%	m	m	
備 考					

様式第5-3号

ごみ置場箇所調書

				番号
名 称 所 在 地 沿革の概要				
敷地面積	面 積	幅 員	延 長	備 考
	m^2	m	m	
備考				

